

2021年10月22日  
(第491号)

Contents

I TOPICS

- 今後のセミナー等の情報
- 最近のセミナーや論文等の情報

II 中国法令アップデート

公布済み法令

<憲法・行政法>

- ・国務院による中国女性発展要綱及び中国児童発展要綱に関する通知
- ・インターネット・オブ・ビークルズネットワーク安全及びデータ安全業務の強化に関する通知
- ・インターネットプラットフォーム情報内容の管理主体责任の更なる強化に関する意見

<民事訴訟関連法>

- ・四レベルの法院の審級職能位置付けの改革試行の改善に関する実施弁法
- ・最高人民法院による中級人民法院の第一審民事事件管轄基準の調整に関する通知

<自由貿易試験区関係>

- ・自由貿易試験区における貿易投資の利便化の改革・革新の推進に関する若干措置

<貿易・税関>

- ・税関登録登記及び届出企業信用管理弁法
- ・越境 EC 小売輸入返品センター倉庫モデルの全面的推進に関する公告

<経済諸法>

- ・仮想通貨取引の投機リスクの更なる防止と処理に関する通知
- ・国家発展改革委員会等部門による仮想通貨の「マイニング」活動の整備に関する通知

<社会法>

- ・校外講習機構従業員管理弁法(試行)
- ・「義務教育段階における学生の作業負担及び校外研修の負担の更なる軽減に関する意見」を受けての一連の通知
- ・ネット芸能活動マネジメント機関管理弁法
- ・娯楽番組及びその人員の管理の更なる強化に関する通知

草案・意見募集稿等

- ・「中華人民共和国電子商取引法」の改正に関する決定(意見募集稿)
- ・ネット安全標準実務ガイドライン-データ分類分級ガイドライン(意見募集稿)
- ・産業情報技術分野におけるデータ安全管理弁法(試行)(意見募集稿)

- ・市場主体登記管理条例實施細則(意見募集稿)
- ・北京証券取引所株式上場規則(試行)、北京証券取引所取引規則(試行)、北京証券取引所會員管理規則

## I TOPICS

### 今後のセミナー等の情報

◆当事務所のアソシエイト、呉 曉青台湾弁護士が日本国際紛争解決センター、日本商事仲裁協会のセミナーに登壇いたします。

「国際仲裁ウェビナー～台湾関連ビジネスを中心に～」

日時:2021年11月26日(金) 日本時間 14:00～15:30

台湾時間 13:00～14:30

会場:Web 配信

主催:日本国際紛争解決センター、日本商事仲裁協会

<https://www.jcaa.or.jp/seminar/seminar.php?mode=show&seq=80&>

### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

### ◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第8回(中国メインランド)

日時:2021年8月26日

「外資企業の中国進出にかかる実務的検討～外商投資法施行後の影響を踏まえて～」

講師:アソシエイト尾関麻帆弁護士、上海オフィス顧問銭一帆

第9回(中国メインランド)

日時:2021年9月16日

「新法公布!中国個人情報保護法の詳細と実務への影響 ～今年11月までにすべきこと～」

講師:パートナー森脇章弁護士、スペシャル・カウンセラー井上乾介弁護士

第10回(中国メインランド、香港、台湾)

日時:2021年10月21日

「比較法的観点からみた中国・香港・台湾の個人情報保護規制の直近動向」

講師:スペシャル・カウンセラー中崎尚弁護士、パートナー若林耕弁護士、シニア・フォーリン・カウンセラー中村祐子  
香港・英国弁護士、アソシエイト呉曉青台湾弁護士

## II 中国法令アップデート

### 最新中国法令の解説

今月号の法令には、暗号資産への規制(経済諸法参照)、教育への規制(社会法参照)、娯楽への規制(社会法参照)など、中国社会の現状と関係するものが多い。民事裁判の管轄に関する規定(民事訴訟関連法参照)も公布された。

#### 公布済み法令

##### <憲法・行政法>

##### 国務院による中国女性発展要綱及び中国児童発展要綱に関する通知

[ポイント] 「中国女性発展計画」及び「中国児童発展計画」は、10年ごとに公布されてきた長期計画であるが、本通知により2021年から2030年までの計画が発表された。多くは抽象的な内容にとどまるが、例えば従業員女性の女性比率を45%以上とすること、高級専門技術人員の女性比率を40%以上とすること等の具体的な数値目標が設定されていることが注目される。なお、2011年から2020年までの同計画では、従業員の女性比率は40%(高級専門技術人員の女性比率は35%)が目標とされていたが、国務院の報道発表では、従業員の女性比率は既に40%を超えているとのことである。

[公布／公表機関]

2021年9月8日公布、2021年9月8日施行(国発[2021]第16号)

[原文] [国务院关于印发中国妇女发展纲要和中国儿童发展纲要的通知](#)

執筆担当: 日本弁護士 岩井久美子

##### インターネット・オブ・ビークルズネットワーク安全及びデータ安全業務の強化に関する通知

[ポイント] 本通知は、インターネット・オブ・ビークルズ(「IOV」)ネットワーク安全及びデータ安全への取組について基本的な政策を掲げたものである。本通知は、インテリジェント・コネクティッドカー生産企業、IOVサービスプラットフォーム事業者及び電気通信事業者に対して、①ネットワーク安全及びデータ安全に関する基本的要求、②インテリジェント・コネクティッドカー安全の強化、③IOVネットワーク安全の強化、④IOVサービスプラットフォーム安全の強化、及び⑤データ安全の強化を要求している。とりわけ、データ安全について、データの等級別管理制度の構築、技術によるデータ安全の確保能力の向上、データの越境提供に関する規制等が強調されている。また、IOVのネットワーク安全及びデータ安全に関する数多くのガイドラインの制定も予定されており、今後、ガイドラインの制定状況を注視する必要がある。

[公布／公表機関] 工業・情報化部

2021年9月15日公布、同日施行(工信部網安[2021]134号)

[原文] [关于加强车联网网络安全和数据安全工作的通知](#)

執筆担当: 中国弁護士 李芸

##### インターネットプラットフォーム情報内容の管理主体责任の更なる強化に関する意見

[ポイント] 同意見は、中国当局はサイバー空間を「清らかなもの」(中国語原文: 清朗空间)にし、さまざまなリスクの未然防止を図るために、ウェブプラットフォームに、情報コンテンツの管理における第一責任者としてその責

務を果たさせることを目的とするものである。同意見では、ウェブプラットフォームに対する管理について「政治主導」、「問題解決優先」、「分類管理」、「規制強化」の原則を明確にしたうえで、ウェブプラットフォームの情報コンテンツを管理する主体としての責任について具体的な要件を定めている。

ウェブプラットフォームは、責任者として、情報コンテンツの表示結果について責任を負い、情報コンテンツの安全性を確保し、秩序の構築及び全面的な管理を行うことによりユーザーのネットでの行為を規範化して清らかなサイバー空間を維持し、また、健全な日常運営を行って未成年者やユーザーの権益保護等社会公共の利益の適切な保護を行うこととされる。さらに、ウェブプラットフォームのコンテンツ管理作業について、プラットフォームコミュニティのルール整備、アカウントの規範化管理、コンテンツ審査メカニズムの整備、情報コンテンツの品質向上、情報コンテンツの伝達の規範化、重要機能の管理強化、コンプライアンス経営の維持、未成年者のネット保護の厳格化、人員メンバーの整備強化の各方面における具体的な要件も定められている。

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室

2021年9月15日公布、2021年9月15日施行

[原文] [关于进一步压实网站平台信息内容管理主体责任的意见](#)

執筆担当：中国弁護士 屠錦寧

## <民事訴訟関連法>

### 四レベルの法院の審級職能位置付けの改革試行の改善に関する実施弁法

[ポイント] 2021年9月27日、最高人民法院は「四レベルの法院の審級職能位置付けの改革試行の改善に関する実施弁法」(「本件弁法」)を公表し、2年にわたる試験的な改革を開始した。

中国の裁判所(中国語：人民法院)の組織は、中央、省級地方、地区級地方、県級地方という行政区画に基づいて設置され、最高、高級、中級、基層の4階層に分かれている。また、日本の三審制とは異なり、二審制を採用している。すなわち、第一審及び第二審の二つの審級で反復審理を受けることができる(第一審の人民法院の判決・決定に不服のある当事者は、第二審の人民法院に不服申立て(上訴)をすることができる。)。さらに、「再審」制度もある。再審はその事由が広く定められており、実務上でも相当数の再審の申立てが行われるため、裁判官の負担も重く、不受理とされる案件の割合も9割以上に上る。中国では、裁判所の組織、裁判手続、判決の執行、地方保護主義および司法腐敗などの問題点があるため、司法改革が取り組まれている。本件弁法の主な内容は次のとおりである。今後、最高人民法院及び高級人民法院の判例においては、法適用に関する指導的意義がますます重視されることが見込まれる。

#### (1)各階層の人民法院の位置づけの整理

今般の改革内容の一つとして、審級制度における4階層の人民法院の位置付けが整理され、基層人民法院は事実を調査して紛争を実質的に解消すること、中級人民法院は第二審として紛争を終了させること、高級人民法院は再審で誤りを是正し、審判の基準を統一させること、最高人民法院は全国の審判作業を指導し、法適用の正確性及び統一性を確保するという点に重点が置かれた。

#### (2)対象事件の管轄分担

加えて、どの階層の人民法院が第一審を管轄するのかについては、原則として、事件の性質や紛争額等の規模等によって決まっているが、本件弁法により、重大な国家利益・社会公共利益にかかわる事件、これまでにない類型で状況が複雑な事件、法令や司法解釈に定められておらず、もしくは直近3年以内の判例において法適用が大きく分かれている、法令の適用を示す必要がある「指導的意義がある」事件等については、上位の階層の人民法院が第一審裁判所となる旨の規定が明記された。

#### (3)最高人民法院への再審の申立て手続・要件の見直し

また、最高人民法院への再審の申立てのハードルが引き上げられた。高級人民法院の判決・決定に対する再審の申立ては、法適用の誤りのみを争点とする(主要な事実・証拠の認定や手続については争われていない)事件、

又は高級人民法院の審判委員会(重要事件や難解事件は、担当裁判官ではなく人民法院毎に設けられる審判委員会に最終決定権がある。)が決定した事件のいずれかしか最高人民法院に再審を申し立てることができない。これに対し、高級人民法院が受理した再審の申立てについては、最高人民法院の審判を受ける必要があると高級人民法院の審判委員会又は最高人民法院が判断した場合には、最高人民法院がこれについて再審を行うこともある。

[公布／公表機関] 最高人民法院

2021年9月27日公布、2021年10月1日施行(法[2021]242号)

[原文] [关于完善四级法院审级职能定位改革试点的实施办法](#)

執筆担当:中国弁護士 屠錦寧

### 最高人民法院による中級人民法院の第一審民事事件管轄基準の調整に関する通知

[ポイント] 2021年9月17日、最高人民法院は「中級人民法院の第一審民事事件管轄基準の調整に関する通知(法発[2021]27号)」を公布した。同調整により、各地の中級人民法院における通常第一審事件の管轄基準が統一されるとともに、基層人民法院の管轄範囲が大幅に拡大され、基層人民法院は訴訟目的額が5億人民元以下の民事事件を受理することができるようになった。調整後の通常第一審民商事事件の審級管轄基準は以下のとおりである。

通常第一審民商事事件の審級管轄基準

法院の審級	当事者住所状況	
	当事者の住所地がいずれも受理法院が、所在する省レベルの行政管轄区域にある場合、又はない場合	いずれかの当事者の住所地が、受理法院が所在する省レベルの行政管轄区域にない場合
高級	≥50億人民元	
中級	≥5億人民元	≥1億人民元
基層	<5億人民元	<1億人民元
戦区軍事法院、 解放軍総直屬軍事法院	≥1億人民元	

なお、同調整の審級管轄基準は、知的財産権事件、海事海商事件及び渉外民商事事件に適用しない。渉外民商事事件は、同調整を適用しないため、今までの審級管轄基準と変わらない。一審渉外民商事事件の審級管轄基準は以下のとおりである(「最高人民法院による第一審渉外民事事件審級別管轄基準及び集中処理関連問題の明確化に関する通知」(法発[2017]359号)、「最高人民法院による高級人民法院及び中級人民法院の第一審民事事件管轄基準の調整に関する通知」(法発[2019]14号))。

受理法院が所在する省レベルの行政管轄地域	法院	審級管轄基準
北京、上海、江蘇、浙江、広東	高級人民法院	≥50億人民元
	直轄市中級人民法院及び省都都市、計画単列市、経済特区所在地の市	≥2000万人民元

	中級人民法院	
	その他の中級人民法院	≥1000 万人民元
天津、河北、山西、内蒙古、辽宁、安徽、福建、山东、河南、湖北、湖南、广西、海南、四川、重庆	高級人民法院	≥50 億人民元
	直轄市中級人民法院及び省都都市、計画単列市、経済特区所在地の市中級人民法院	≥1000 万人民元
	その他の中級人民法院	≥500 万人民元
吉林、黑龙江、江西、云南、陝西、新疆	高級人民法院及び新疆生産建設兵团分院	≥50 億人民元
	省都都市、計画単列市の中級人民法院	≥500 万人民元
	その他の中級人民法院	≥200 万人民元
貴州、西藏、甘肅、青海、宁夏	高級人民法院	≥50 億人民元
	省都都市、計画単列市の中級人民法院	≥200 万人民元
	その他の中級人民法院	≥100 万人民元

[公布／公表機関] 最高人民法院

2021 年 9 月 17 日公布、2021 年 10 月 1 日施行(法発[2021]27 号)

[原文] [最高人民法院关于调整中级人民法院管辖第一审民事案件标准的通知](#)

執筆担当: 北京事務所顧問 李加弟

### <自由貿易試験区関係>

#### 自由貿易試験区における貿易投資の利便化の改革・革新の推進に関する若干措置

[ポイント] 本措置の内容は多岐にわたるが、主には、①貿易の便利度、②投資の便利性、③国際的な流通の便利性、④金融サービスによる実体経済への寄与度、④司法制度の貿易投資の貿易保護効果のそれぞれの工場を目指すものであると解説されている。このうち、②投資の便利性については、香港・マカオに旅行サービスを提供する自由貿易試験区に設立された企業に対しては自由貿易試験区を監督する主管部門に権限を委譲し、また、海外の企業による船舶の法定検査も有効なものとした。また、③については、私有貿易試験区に所在する国際空港における外国籍の高級会社による第三国への旅客及び荷物の流動を認める。さらに、⑤については、インターモダリティに関する資料の証拠化を認め、仲裁機関における判断の執行可能性についても言及している。本措置の内容は宣言的なものが多く含まれるため、今後どのように各手続の運用に反映されるかについては注目が必要である。

[公布／公表機関] 国務院

2021 年 8 月 2 日公布(国発[2021]12 号)

[原文] [关于推进自由贸易试验区贸易投资便利化改革创新若干措施](#)

執筆担当: 日本弁護士 藤本博之

## ＜貿易・税関＞

### 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法

[ポイント] 関税法に基づき、企業には、関税その他租税の課税・免除の手続等のため、貨物の輸出入時には税関申告をする必要があり、税関申告企業等は、税関に対し原則として「届出(備案)」をする必要がある(11条)。本弁法は、従来の「税関企業信用管理弁法」(「旧弁法」)に代わり、税関登録・届出企業及び関連する人員の信用情報の登録・公示、企業の信用状況の認定・管理について定める(2条)。本弁法のポイントは下記の通りである。

まず、企業の信用格付けは、旧弁法上は4分類(①高級認証企業、②一般認証企業、③一般信用企業、④信用失墜企業)とされていたが、認証基準の高さや手続の煩雑さなどの課題があり、実際に一般認証企業として認証された企業が少なかったことから、当該分類は廃止され、本弁法では、①高級認証企業、②信用失墜企業、③その他の企業の3分類に変更された(4条)。高級認証企業に対しては簡便な管理が、信用失墜企業に対しては厳格な管理がなされるが、高級認証企業としての認証取得のインセンティブ向上のための優遇措置として、輸出貨物原産地調査の抜き取り検査比率を平均の20%以下とすることや優先通関等を追加し(30条)、更に高級認証企業の認証の有効期間を旧弁法における3年から5年に延長している(19条)。

通関手続については、関税法上の企業の登録制から原則届出制への変更やオンラインでの税関申告手続等の制度改革が推進されているが、本弁法の高級認証企業に認定されることにより通関手続が益々簡易・迅速化することが期待される。

[公布／公表機関] 税関総署

2021年9月13日公布、2021年11月1日施行(税関総署令第251号)

[原文] [海关注册登记和备案企业信用管理办法](#)

執筆担当: 日本弁護士 岩井久美子

### 越境 EC 小売輸入返品センター倉庫モデルの全面的推進に関する公告

[ポイント] 本公告は、越境 EC におけるセンター方式の返品取扱い業務について規定するものである。本公告において、センター方式の返品取扱い企業が税関が管理する倉庫企業であると定義したうえで、その設立、事業についていずれも関税当局による監督を必要とし、返品管理システム等の規律を求めている。[公布／公表機関] 税関総署

2021年9月10日公布、同日施行(税関総署公告[2021年]第70号)

[原文] [关于全面推广跨境电子商务零售进口退货中心仓模式的公告](#)

執筆担当: 日本弁護士 藤本博之

## ＜経済諸法＞

### 仮想通貨取引の投機リスクの更なる防止と処理に関する通知

[ポイント] 本通知(以下「本237号通知」という。)は、2017年9月4日付の「トークン発行資金調達のリスク防止に関する公告」(以下「94号公告」という。)より更に進んで暗号資産取引に関し全面的かつ厳格な規制を課したものである。①本237号通知の制定根拠に、94号公告の制定の根拠法令とされている銀行法、証券法、ネット安全法等の他、「違法な資金調達の防止と対処に関する条例」、「先物取引の管理に関する規制」等が加えられ、暗号資産取引を取り締まる法的な根拠を充実させた。②94号公告において、各根拠法令に基づき刑事及び行政法上の責任を追及することが可能とされている違法な金融活動は暗号資産の交換、売買、媒介、取次等とされているが、本237号通知は当該定義を拡大させ、実務においてよく行われる ICO (Initial Coin Offering)、暗号資産デリバティブ取引等も禁止される違法な金融活動とし、実務に応じ全面的な規制を図る試みが見られる。③本237号通知は、暗号資産及び暗号資産デリバティブ取引が公序良俗に違反した場合には



無効であることを明確にさせ、暗号資産取引に伴う法的リスクを著しく増加させた。④その他、中国国外にある暗号資産取引所が中国国内向けに暗号資産関連のサービスを提供することは違法な金融活動に該当し、中国国外の暗号資産取引所に所属する中国国内のスタッフ、その他当該取引所に対しマーケティング、技術サポート等を提供する中国国内の法人等は責任追及の対象になることを明記した。中国の取引所が海外進出した後、引き続き中国国内に向け暗号資産取引サービスを提供する動きを取り締まることを可能にした。

[公布／公表機関] 中国人民銀行、中央サイバーセキュリティ情報委員会事務局、最高人民法院等  
2021年9月24日公布、同日施行(銀発[2021]237号)

[原文] [关于进一步防范和处置虚拟货币交易炒作风险的通知（银发〔2021〕237号）](#)

執筆担当：日本弁護士及び中国律師 陳翥洲

### 国家發展改革委員会等部門による仮想通貨の「マイニング」活動の整備に関する通知

[ポイント] 本通知(以下「本 1283 号通知」という。)は、國務院金融安定發展委員会がビットコインのマイニング及び取引を取り締まることを求めたことを受け、ビットコインのみならず、すべての暗号資産のマイニング活動、そして、データセンターの名目をもって暗号資産のマイニングを行うことを禁止することを明確に定めた。一方、本 1283 号通知はマイニングとブロックチェーン、ビッグデータ、クラウドコンピューティング等の業務と区別するよう求め、これらの技術に関連する業務は規制の対象ではないことを明確にさせた。

[公布／公表機関] 国家發展改革委員会(发改運行[2021]1283号)

2021年9月24日公布、同日施行

[原文] [国家发展改革委等部门关于整治虚拟货币“挖矿”活动的通知（发改运行〔2021〕1283号）](#)

執筆担当：日本弁護士及び中国律師 陳翥洲

## <社会法>

### 校外講習機構従業員管理弁法(試行)

[ポイント] 本弁法は、本年7月26日に中共中央弁公庁及び國務院弁公庁が発表した「義務教育段階における学生の作業負担及び校外研修の負担の更なる軽減に関する意見」(中国語:关于进一步减轻义务教育阶段学生作业负担和校外培训负担的意见)を受けて、校外研修機構の従業員管理に関する管理を強化し、校外研修機構の健全化を図るものである。具体的には、①校外研修従業員の種類(指導教員、補助員等)に応じた資質や資格を要求し、②一定の禁止事項に違反し、かつ、情状が嚴重な従業員についてはブラックリストに記載し全国統一監督管理プラットフォームで管理すること、また、③従業員全体に対して指導教員の割合が50%を下回らないことや対象となる生徒の年齢層に応じた指導教員と生徒の割合等が定められ、また、③教育行政部門その他管轄部門による校外研修機構の従業員の状況に関する監督検査権を明確にしている。なお、本弁法は中国籍の従業員を対象としているようで、外国籍についてはその他の関連する国家レベルの法令によるとされている。

[公布／公表機関] 教育部弁公庁 人力資源社会保険部弁公庁

2021年9月9日発表、同日施行(教監管庁函[2021]9号)

[原文] [校外培训机构从业人员管理办法（试行）](#)

執筆担当：日本弁護士 尾関麻帆

「義務教育段階における学生の作業負担及び校外研修の負担の更なる軽減に関する意見」を受けての一連の通知

- ① 義務教育段階における校外学科類講習費監督管理の強化に関する通知
- ② 教育部弁公庁等3部門による義務教育段階学生向け校外学科類講習機構を非営利性機構として統一的

### に登記することに関する通知

#### ③ 既存オンライン学科類講習機構による届出の審査認可への変更に係る業務の円滑な遂行に関する通知

#### ④ 教育部弁公庁による校外学科類講習研修違法実施問題の断固たる取締りに関する通知

[ポイント] これらの一連の通知は、いずれも、本年 7 月 26 日に中共中央弁公庁及び国務院弁公庁が発表した「義務教育段階における学生の作業負担及び校外研修の負担の更なる軽減に関する意見」(中国語:关于进一步减轻义务教育阶段学生作业负担和校外培训负担的意见)(以下「本意見」)を受けて、いずれも校外研修機構に対する監督監視を強化する目的の下に発表されたものである。通知①は、義務教育段階の学生を対象とする校外研修機構の授業費は非営利性団体による費用として、各地の省級発展改革部門、教育部門等が決定した価格を基準とすることを明確にしている。更に、通知②は、本意見により、義務教育段階の学生に対する学科類の校外研修機構については統一して非営利性機構に登録されることが求められることになったことを受けて、具体的にどのように登記変更を行っていくかについて明らかにした通知である。通知③は、同じく本意見により、従前は届出制であったオンライン学科類研修機構について、今後は審査認可制に変更されることに伴い発表されたものであり、オンライン学科類研修機構については、各小域の教育行政部門が設置する審査機関による審査通過後弁学許可証が公布されることが明らかとなった。最後に、通知④は、本意見を受けて、規制を回避するために、学科類校外研修以外の名目で実施したり、適切な教員資格を有していない教師による学科類校外研修を実施しているような校外研修機構に対する取り締まりを強化するというものである。

[公布／公表機関]

- ① 国家発展改革委員会、教育部、市場監督総局  
2021 年 9 月 2 日発表(发改価格〔2021〕1279 号)
- ② 教育部弁公庁、民政部弁公庁、市場監督総局弁公庁  
2021 年 8 月 30 日発表(教監管庁函〔2021〕1 号)
- ③ 教育部弁公庁等六部門  
2021 年 9 月 10 日発表(教監管庁函〔2021〕2 号)
- ④ 教育部弁公庁  
2021 年 9 月 6 日発表(教監管庁函〔2021〕8 号)

[原文]

- ① 关于加强义务教育阶段学科类校外培训收费监管的通知
- ② 教育部办公厅等三部门关于将面向义务教育阶段学生的学科类校外培训机构统一登记为非营利性机构的通知
- ③ 关于做好现有线上学科类培训机构由备案改为审批工作的通知
- ④ 教育部办公厅关于坚决查处变相违规开展学科类校外培训问题的通知

執筆担当: 日本弁護士 尾関麻帆

### ネット芸能活動マネジメント機関管理弁法

[ポイント] 本弁法は、ネット芸能活動のマネジメント機構に対する管理を強化するために制定されたものである。ネット芸能マネジメント機構とは、①ネット芸能活動の組織、製作、販売等の経営活動を行う機関、又は②ネット芸能活動を行う者との契約、プロデュース、代理等のマネジメント活動を行う機関のことを指す(2 条)。ネット芸能マネジメント機構が芸能マネジメント活動を行うためには、「営業性演出管理条例」に基づいて演出許可証を取得することが必要とされ(4 条)、16 歳未満の未成年に対してネット芸能マネジメントサービスを提供することが禁じられている(16 歳以上の未成年に対しては身元情報を認証した上で、監護者の同意を得ることが必要となる。)(7 条)。また、ネット芸能マネジメント機構は虚偽の消費、投げ銭の誘導等の方式でネット芸能生放送プラットフォームで消費を誘導したり、投げ銭のランキングや虚偽の宣伝などによって人気を高めさせることは禁止される(11

条)。また、ネット芸能マネジメント機構は業務に必要なネット芸能マネジメント人員を配置しなければならず、ネット芸能マネジメント人員とネット芸能活動を行う者の比率は 1:100 を下回ってはならないとされている(14 条)。

[公布／公表機関]

2021 年 8 月 30 日公布、2021 年 8 月 30 日施行(文旅市場発[2021]91 号)

[原文] [网络表演经纪机构管理办法](#)

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

### 娯楽番組及びその人員の管理の更なる強化に関する通知

[ポイント] 近時、特に 2021 年 8 月に入ってから、中国で芸能人に対する「肅清」が相次いでいると報じられている。例えば人気俳優の張哲瀚が数年前に靖国神社を参拝していたことが国有メディアにより報じられて批判の対象となり、人気女優の鄭爽も巨額脱税を理由に 2 億 9900 万元の支払を命じられ、いずれも芸能界から事実上追放されたという。そして日本でもよく知られている女優・実業家の趙薇(ヴィッキー・チャオ)の名前も突然中国のネット上から名前が消去されたという(過去の投資行為に関する違法行為が原因ではないか、旭日旗を想起させる服をファッション誌で着たことがあるからではないかなどとの憶測が報じられている。)

そのような中、2021 年 9 月 2 日、国家広播電視総局は本通知を公布し、芸能人の違法や非道徳、「飯圈」(ファンコミュニティ)の乱れ等の問題を厳しく取り締まることにより、愛党愛国、崇徳尚芸(徳を崇め芸をたつとぶ)の業界の気風を旗幟鮮明に樹立させるため、違法・非道徳的人員の断固たる排斥(政治的立場が正しくない人員の登用禁止等)、「唯流量論」(アクセス数至上主義)への断固たる反対(アイドル養成番組の放映禁止等)、「泛娯楽化」(無限定な娯楽化)の断固たる排斥(「娘炮」(女性的な男性のこと。中国ではプロマンスやボーイズラブなどと呼ばれるジャンルの流行と共に人気が出ている。)等の「畸形の美意識」に対する断固たる拒絶、低俗な「網紅」(ネットアイドル)の排斥等)、高額ギャラの断固たる排斥(「陰陽契約」(二重契約)や脱税行為の厳格な取り締まり等)、業界の人員管理の強化(マルクス主義的報道観・文芸観教育の徹底等)などの 8 項目を徹底せよと呼び掛けた。なお、上記の「飯圈」、「唯流量論」、「泛娯楽化」、「娘炮」、「網紅」、「陰陽契約」等はいわゆる新語であるが、政府機関が発した正式な行政文書である本通知の中でも特段の定義や説明は置かれておらず、その解釈は通知の名宛人側に委ねられているという点も特徴的である。

本通知等に見られる現在の中国政府による芸能界への統制強化の姿勢は、習近平政権による文化統制として注目を集めているところであるが、より直接的には KOL(Key Opinion Leader)を用いた EC マーケティングや、芸能人を用いた広告宣伝、コンテンツビジネス等に大きな影響が及ぶため、関連する業界においては今後の動向も含め注意を要する。

[公布／公表機関]

2021 年 9 月 2 日公布、同日施行(広電弁発[2021]267 号)

[原文] [关于进一步加强文艺节目及其人员管理的通知](#)

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

### 草案・意見募集稿等

#### 「中華人民共和国電子商取引法」の改正に関する決定(意見募集稿)

[ポイント] 本決定(意見募集稿)は 2019 年に施行された電子商取引法の改正である。今回の改正趣旨は、電子商取引の際における知的財産権の保護強化である。

知的財産権の権利者が自身の知的財産権が電子商プラットフォーム内の経営者に侵害されていると考える場合、電子商プラットフォーム経営者に対し、削除、リンクの切断、取引の停止等の必要な措置を取るよう通知することが可能であり、電子商プラットフォーム経営者は、当該通知を受領した後、上記の必要な措置を取り、当該通知をプラットフォーム内の対象経営者に転送しなければならない。プラットフォーム内の対象経営者は、転送され

た通知を受領した後、自身が権利侵害をしていない旨の声明を電子商プラットフォーム経営者を經由して知的財産権の権利者に提出することが可能である。

改正前の規定によれば、当該声明が知的財産権の権利者に到達した日より 15 日以内に電子商プラットフォーム経営者が権利者側よりクレーム又は起訴の通知を受領していない場合には、上記の取った必要な措置を終了することが可能であると規定されていたが、改正後、「15 日」の期限は「20 営業日」に修正された。

一方、当該期限の延長による取引損失を少なくするため、今回の改正では、プラットフォーム内の対象経営者が上記の取った必要な措置を一時的に中止することが可能であるが、前提として知的財産権の権利侵害による損失を賠償するための担保を設定する必要があるとの条項が追加された。

なお、プラットフォーム内の経営者の知的財産権侵害行為に対し、「関連ネット経営活動の制限、ネット経営関連許可証の取消し」との処罰が追加された。

[公布／公表機関] 市場監督管理総局

(意見募集期間:2021 年 8 月 31 日～10 月 14 日)

[原文] 关于修改〈中华人民共和国电子商务法〉的决定(征求意见稿)

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

### ネット安全標準実務ガイドライン-データ分類分級ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本ガイドライン(意見募集稿)は、全国情報安全標準化技術委員会が「データ安全法」における「データ分類分級保護管理制度」の構築のために、データ分類・分級の原則、大枠及び具体的な分類・分級の手引き等を指し示すものである。本ガイドラインは意見募集稿段階ではあるが、データ安全法におけるデータ分類分級対応の大枠を理解するうえで参照価値が高いと思われる。

#### (データ分類・分級の原則)

- 1) 適法原則:データ分類・分級は、法律や主管部門の規則に合致すること。
- 2) 明確区別の原則:データ毎に原則として、一類別、一分級に区別すること。
- 3) 優劣原則:
  - (a)複数の級にまたがる場合、最高級に従って区別すること。
  - (b)データ分類が個人情報、公共データ、又は法人データにまたがる場合、個人情報と区別すること。
  - (c)データ分類が公共データ又は法人データにまたがる場合、公共データと区別すること。
- 4) 時効性原則:データ分類・分級は定期的に調整や見直し等を行うべきこと。
- 5) 自主性原則:上記大枠の下、業界、領域、地方又は自主組織において更に詳細に区別すべきこと。

#### (データ分類・分級の大枠)

		データ分級				
		公開級(1 級)	内部級(2 級)	敏感級(3 級)	重要級(4 級) =重要データ	核心級(5 級) =国家核心データ
データ 分類	公共データ	●	●	●	●	●
	個人情報	●	●	●	●	●
	法人データ	●	●	●	●	●
		公共伝播データ	非公共伝播データ			

[公布／公表機関] 全国情報安全標準化技術委員会

2021年9月公表、2021年10月13日まで意見募集

[原文] 网络安全标准实践指南——数据分类分级指引（征求意见稿）

附件1: 网络安全标准实践指南——数据分类分级指引（征求意见稿）

執筆担当: 日本弁護士 若林耕

### 産業情報技術分野におけるデータ安全管理弁法(試行)(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「データ安全法」や「ネット安全法」等に基づき、工業・情報化分野におけるデータの取扱いについて規定するものである。具体的には、

- 本弁法の対象となる「工業データ」又は「電信データ」等の定義・該当性の判断基準、
- 該当する場合のデータ分類・分級方法、
- 工業・情報データ取扱者の義務
- 監督管理当局(工業・情報化部門)による管理方法、等が規定されている。

[公布/公表機関] 工業・情報化部

2021年9月30日公表、2021年10月30日まで意見募集

[原文] 工业和信息化领域数据安全管理办法（试行）（征求意见稿）

附件1: 工业和信息化领域数据安全管理办法（试行）（征求意见稿）

附件2: 起草说明

執筆担当: 日本弁護士 若林耕

### 市場主体登記管理条例実施細則(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は2021年7月27日に公布された市場主体登記管理条例(2022年3月1日施行)の実施細則を定めるものである。市場主体登記管理条例は、前号でも紹介した通りこれまでエンティティの形態ごとに様々な法令により規律されていた市場主体の工商手続について統一的に規定した条例であるが、同条例が登記手続の大まかな概要のみを定めているのに対して、本実施細則では具体的な登記手続の内容や必要書類等について定めている。具体的には、本実施細則は登記事項、設立登記手続、変更登記手続、抹消登記手続における登記の期限や申請書類等について定めており、また、市場主体登記管理条例において新たに設けられた企業の休業についての登記手続の他、全ての登記手続に共通する登記規範について規定されている。特に、登記規範の規定の中では、申請人は登記機関による実名認証に協力しなければならない旨が明記されており(57条)、また、申請人は電子署名を利用することができ、電子署名が行われた電子ファイルや電子資料は紙の文書と同等の法的効力を有することが明記されている(58条)など、既存の条例にはなかった規定が新設されている。

[公布/公表機関] 市場監督管理総局

(意見募集期間: 2021年9月3日~10月3日)

[原文] 市场主体登记管理条例实施细则（征求意见稿）

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

### 北京証券取引所株式上場規則(試行)、北京証券取引所取引規則(試行)、北京証券取引所会員管理規則

[ポイント] 2021年9月2日、習近平国家主席は、2021年中国国際サービス貿易取引会世界サービス貿易サミットの挨拶で、引き続き中小企業の革新的発展を支持し、新三板の改革を深化させ、北京証券取引所を設立すると宣言した。同宣言の翌日、9月3日、北京証券取引所有限責任会社が設立され、9月5日、北京証券取引所の業務規則である「北京証券取引所株式上場規則(試行)」、「北京証券取引所取引規則(試行)」、「北京証券取引所会員管理規則(試行)」の意見募集稿が公表された。これらの規則は、証券取引所が法定職

責を履行し、「証券法」の規定に従って必要とされる基本的な規則に基づき、会社の監督管理、証券取引及び会員の管理を行う基本的な制度の枠組みを構築したものである。これらの規則によれば、発行者が公開発行を申請し、上場する場合は、以下の条件に適合していなければならない。

- ① 発行人が新三板で連続して12ヶ月間、創新層に上場していること。
- ② 中国証券監督管理委員会の規定に適合する発行条件を満たしていること。
- ③ 直近一年間の期末の純資産は5000万元を下回っていないこと。
- ④ 不特定の適格投資家に公開発行する株式は100万株を下回らず、発行対象は100人を下回ってはならないこと。
- ⑤ 公開発行後、会社の株価総額は3000万元を超えないこと。
- ⑥ 公開発行後、会社の株主数は200人を下回らず、公衆株主の持株比率は会社の株式総額の25%を下回ってはならず、会社の株価総額が4億元を超えた場合、公衆株主の持ち株比率は会社の株式総額の10%を下回らないこと。
- ⑦ 時価総額及び財務指標は本規則の規定の基準に適合すること。
- ⑧ 同取引所に規定するその他の上場条件を満たすこと。

[公布／公表機関] 北京市証券取引所

(意見募集期間:2021年9月5日～10月22日)

[原文] [北京证券交易所股票上市规则（试行）（征求意见稿）](#)  
[北京证券交易所交易规则（试行）（征求意见稿）](#)  
[北京证券交易所会员管理规则（试行）（征求意见稿）](#)

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 射手矢 好雄([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))
    - 弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
    - 弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
    - 弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
    - 中国弁護士 屠 錦寧([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。